旅行業協会ボンド保証規程保証金取戻し公告

一般社団法人日本旅行業協会ボンド保証規程第三十一条第一項の規定により次のように公告します。

一、当協会のボンド保証会員であった旅行業者
(一) 旅行業の登録番号及び登録年月日　観光庁長官登録旅行業第六八号　昭和三十九年九月十九日
(二) 商号　国際興業株式会社
(三) 名称、住所及び代表者の氏名　国際興業株式会社　東京都中央区八重洲二丁目一〇番三号　代表取締役　小佐野隆正、代表取締役　三浦哲也
(四) 主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都中央区八重洲二丁目一〇番三号

二、当協会のボンド保証会員となった年月日　平成十一年九月三日

三、当協会のボンド保証会員としての身分を失った年月日　平成二十五年四月二十七日

四、当協会に預託した保証金等の額　百万円也

五、第一号のボンド保証会員であった者との旅行業務に関する取引で当協会のボンド保証会員であった期間において生じたものによって旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通並びに本会のボンド保証規程の定めるところによりボンド弁済申請書一通を当協会に提出してください。なお、弁済業務規約に定める弁済限度額及びボンド保証規程に定める弁済限度額は、それぞれ、七千万円及び百万円です。

六、前号の期間内に認証申出書及びボンド弁済申請書の提出がなかった場合は当協会はボンド保証規程に基づく弁済を行いません。また、第四号の保証金はボンド保証会員であった者に取り戻されます。

平成二十五年六月三日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　菊間　潤吾

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年六月三日

北海道函館市元町一九番七号
函館山ロープウェイ株式会社
代表取締役　本間秀行

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
取締役社長 杉村吉彦	普通株式 八〇〇株	B第六五七二号
取締役社長 谷田与三郎	〃 二〇〇株	B第一九三一九四号
荒谷市郎	〃 一〇〇株	B第二一〇号
稲越武次郎	〃 二〇株	C第一一九一三〇号
高橋庄治郎	〃 二〇株	C第一三九一四〇号
代表取締役 吉田勉	〃 二〇株	C第一三五一三六号

函館市昭和二一四〇一七
函館市末広町五一一六
函館市末広町五一九
函館市本町三二一三六
函館市末広町六一一二
函館市湯川町一一五一一八

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 25 年６月３日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社トラベルスパ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5308号　④株式会社トラベルスパ　東京都港区高輪二丁目19番20　代表取締役　笹谷淳子　⑤本社営業所　株式会社トラベルスパ　東京都港区高輪２―19―20ハイライト高輪　⑥平成15年４月17日　⑧平成25年４月17日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区高輪二丁目19番20　株式会社トラベルスパ　代表取締役　笹谷淳子

Ｂ　①テンポウトラベル　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３―395号　④株式会社天寶　静岡県磐田市鳥之瀬221　代表取締役　髙木信夫　⑤テンポウトラベル磐田店　静岡県磐田市鳥之瀬221　⑥平成８年３月27日　⑧平成25年５月16日　⑩315万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県磐田市鳥之瀬221　株式会社天寶　代表取締役　髙木信夫

Ｂ　①有限会社日本トラベルエージェンシー　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1931号　④有限会社日本トラベルエージェンシー　大阪府河内長野市緑ヶ丘南町３番８号　取締役　西浜尚史　⑤本社営業所　大阪府河内長野市緑ケ丘南町３番８号　⑥平成10年５月13日　⑧平成25年４月23日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府河内長野市緑ヶ丘南町３番８号　有限会社日本トラベルエージェンシー　取締役　西浜尚史

Ｂ　①株式会社萬成コーポレーション　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2521号　④株式会社萬成コーポレーション　大阪府大阪市中央区本町橋６―21―206　代表取締役　藤崎三友紀　⑤本社営業所　大阪府大阪市中央区本町橋６―21―206　⑥平成21年９月８日　⑧平成25年４月17日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府大阪市中央区本町橋６―21―206　株式会社萬成コーポレーション　代表取締役　藤崎三友紀

Ｂ　①株式会社エイブルツアーズ　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2230号　④株式会社エイブルツアーズ　大阪市北区中津１―17―23　代表取締役　大塩直志　⑤本社営業所　大阪市淀川区西中島５―３―10　⑥平成15年５月６日　⑧平成25年４月19日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市北区中津１―17―23　株式会社エイブルツアーズ　代表取締役　大塩直志